

大阪府屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年十二月二十八日

大阪府知事 松井 一郎

大阪府規則第百六十一号

大阪府屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府屋外広告物条例施行規則（昭和四十九年大阪府規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（地域指定の公示等） 第二条 条例第三条第一項第二号、第三号、第七号、第八号若しくは第十号、第四条第一項第二号から第六号まで、<u>第五条第一項第三号又は第八条第一項第三号</u>の規定により地域又は場所を指定するときは、その旨及びその区域を公示する。 2・3 （略） （堅ろうな広告物等の経過措置期間） 第九条 条例第七条第一項の規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件は、<u>広告物等のうち屋外広告物法（昭和二十四法律第百八十九号。以下「法」という。）第七条第四項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等以外のものとする。</u> 2 <u>条例第七条第一項、第三項、第五項、第六項及び第七項の規則で定める期間は、三年とする。</u> （適用除外） <u>第十二条 条例第八条第一項第三号の規則で定める基準は、別表第五のとおりとする。</u> 2 <u>（略）</u> 3 <u>条例第八条第二項第一号から第三号まで及び第三項の規則で定める基準は、別表第六のとおりとする。</u> 4 <u>（略）</u> （広告物等を返還する場合の手続） 第十五条の三 知事は、<u>法第八条第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（同条第三項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等（同条第二項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（様式第十号の三）と引換えに返還するものとする。</u>	（地域指定の公示等） 第二条 条例第三条第一項第二号、第三号、第七号、第八号若しくは第十号、第四条第一項第二号から第六号まで又は<u>第五条第一項第三号</u>の規定により地域又は場所を指定するときは、その旨及びその区域を告示する。 2・3 （略） （堅ろうな広告物等の経過措置期間） 第九条 条例第七条第一項の規則で定める堅ろうな広告物又は掲出物件は、<u>鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造されたもので、かつ、建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号）第八十八条第一項において準用する同法第六条第一項の確認を受けたもの又はこれに準ずるものとする。</u> 2 <u>条例第七条第一項、第三項、第五項及び第六項の規則で定める期間は、三年とする。</u> （適用除外） <u>第十二条 （略）</u> 2 <u>条例第八条第二項第一号から第三号まで及び第三項の規則で定める基準は、別表第五のとおりとする。</u> 3 <u>（略）</u> （広告物等を返還する場合の手続） 第十五条の三 知事は、<u>屋外広告物法（昭和二十四法律第百八十九号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により保管した広告物又は掲出物件（同条第三項の規定により売却した代金を含む。）を当該広告物又は掲出物件の所有者等（同条第二項に規定する所有者等をいう。以下同じ。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書（様式第十号の三）と引換えに返還するものと</u>

別表第三（第八条関係） 一（略） イ（略） （略） 備考 1（略） 2「自家用広告物」とは、自己の事業又は営業を表示するもので、自己の事業所、事務所、営業所等に設置するものをいう。以下同じ。 3一般制限区域、重点制限区域及び制限緩和区域は次の表に定めるところによる。ただし、知事が特に指定をした場合には、当該指定をした区分による。 ロ（略） （略） 備考 1—3（略）	別表第三（第八条関係） 一（略） イ（略） （略） 備考 1（略） 2「自家用広告物」とは、自己の事業又は営業を表示するもので、自己の事業所、事務所、営業所等に設置するものをいう。以下同じ。 3一般制限区域、重点制限区域及び制限緩和区域は次の表に定めるところによる。ただし、知事が特に指定した場合においては、当該指定した区分による。 ロ（略） （略） 備考 1—3（略） 4第一号イの表の備考2の規定は、この表についても適用する。
--	--

別表第四を次のように改める。

別表第四（第八条関係）

一 条例第五条第一項第四号の規定により知事が指定した広告物等（景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第一項の規定により羽曳野市及び藤井寺市が定めた同項に規定する景観計画の区域のうち知事が公示して定める区域に存するものを除く。）に係る表示の方法

区分	大 き さ	掲出位置	その他
建築物に 表示する 広告物等	一般制限区域 重点制限区域 一 屋上に表示するもの 縦 建造物の高さの三分の一以内の長さ 横 建造物の幅の範囲内の長さ 二 壁面に表示するもの 縦 建造物の高さの範囲内の長さ 横 建造物の幅の範囲内の長さ	一 屋上に表示するもの 縦 建造物の高さの三分の一以内の長さ 横 建造物の幅の範囲内の長さ 二 壁面に表示するもの 縦 建造物の高さの範囲内の長さ 横 建造物の幅の範囲内の長さ	(1) おおむね横長の表示面があること。 (2) 照明を伴うものは、周囲の美観を損なわないこと。 (3) 建物や景観と調和させること。
その他の	都市計画法第七 条第一項に規定する市街化調整区域（北摂山系区域、生駒山系区域、金剛・和泉葛城山系区域、大阪	広告面の面積七平方メートル	地上から最上端まで

広告物等（七平方メートルを超えるものを除く。）	重点制限区域	沿岸区域及びこの区域に限る。）	重点制限区域	都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域（大阪湾沿岸区域の一般制限区域に限る。）	広告面の面積二〇平方メートル以内及び一面一〇平方メートル以内	以内	一ト五メートル以内	で の 距 離 一 メ ー タ ル 以 内
	重点制限区域	沿岸区域及びこの区域に限る。）	重点制限区域	都市計画法第七條第一項に規定する市街化区域（大阪湾沿岸区域の一般制限区域に限る。）	広告面の面積二〇平方メートル以内及び一面一〇平方メートル以内	以内	一ト五メートル以内	で の 距 離 一 メ ー タ ル 以 内

- 備考
- 「北摂山系区域」とは、景観法第八條第一項の規定により府が定めた同項に規定する景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）である北摂山系区域をいう。
 - 「生駒山系区域」とは、景観計画区域である生駒山系区域をいう。
 - 「金剛・和泉葛城山系区域」とは、景観計画区域である金剛・和泉葛城山系区域をいう。
 - 「大阪湾岸区域」とは、景観計画区域である大阪湾岸区域をいう。
 - 一般制限区域、重点制限区域及び制限緩和区域は次の表に定めるところによる。ただし、知事が特に指定をした場合には、当該指定をした区分による。

一般制限区域	重点制限区域及び制限緩和区域を除く区域
重点制限区域	都市計画法第二章の規定により定められた用途地域が第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域である区域
制限緩和区域	都市計画法第二章の規定により定められた用途地域が商業地域及び近隣商業地域である区域並びに大阪湾岸区域の区域のうち用途地域が準工業地域である区域

- 二 条例第五條第一項第四号の規定により知事が指定した広告物等（景観法第八條第一項の規定により羽曳野市及び藤井寺市が定めた同項に規定する景観計画の区域のうち知事が公示して定める区域に存するものに限る。）に係る表示の方法

建築物等に 表示する広告物等	区分		大きさ		掲出位置	掲出個数	その他
	古墳周 区域特別	住居系 区域	縦 建造物の高さの範囲内の長さ 横 建造物の幅の範囲内の長さ	縦 建造物の高さの範囲内の長さ 横 建造物の幅の範囲内の長さ	地上から最上端までの距離六メートル以内		(1) いて表示物件に告示する建造物 (2) いて表示物件に告示する建造物
		非住居系区域					
	古墳周 区域一般	住居系 区域	縦 建造物の高さの範囲内の長さ 横 建造物の幅の範囲内の長さ	縦 建造物の高さの範囲内の長さ 横 建造物の幅の範囲内の長さ	地上から最上端までの距離六メートル以内		
非住居系区域							
	古墳周 区域特別	住居系 区域	広告面の面積七平方メートル以内及び一面五平方メートル以内		地上から最上端までの距離六メートル以内	広告塔に	い置件掲し、を広告し、又告示物を出し、又告示物

この規則は、平成二十八年一月四日から施行する。